

第一二二回

参第一号

国際平和協力活動等に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速に協力を行うため、国際平和協力活動の基本原則を明らかにするとともに、国際平和協力活動実施計画の策定手続、国際平和協力隊の派遣に必要な措置、国際平和協力機構の設置等について定めることにより、国際平和協力活動の実施体制を整備し、あわせて、これらの活動に対する物資協力のための措置を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力及び紛争によって被害を受けた住民等の救援に積極的に寄与することを目的とする。

（我が国が行う国際平和協力活動の基本原則）

第二条 我が国が行う国際平和協力活動は、次に掲げる原則に従うものとする。

- 一 関係国等が我が国の協力を受け入れること。

二 当該活動が行われる地域の属する国の内政に干渉しないこと。

三 紛争に対し中立的な立場を維持すること。

四 武力による威嚇又は武力の行使を行わず、かつ、いかなる武器も携帯せず、又は使用しないこと。

2 前項第一号の関係国等とは、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力活動については武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）及び当該活動が行われる地域の属する国をいい、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力活動については当該活動が行われる地域の属する国をいう。

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武

力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災者」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力活動 国際連合平和維持活動に対する協力の活動で次に掲げるもの（軍事的分野に関す

るものを除く。)及び人道的な国際救援活動に対する協力の活動で次の二から㉗までに掲げるものであって、外国(公海を含む。以下同じ。)で行われるものをいう。

イ 暫定政府等の行政事務に関する助言又は指導

ロ 議会の議員の選挙、住民投票その他これらに類する選挙若しくは投票の公正な執行の監視又はこれらの管理

ハ 警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視

ニ 医療活動(防疫活動を含む。)

ホ 被災者の捜索若しくは救出又は帰還の援助

ヘ 被災者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布

ト 被災者を収容するための施設又は設備の整備のための措置

チ 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災者の生活上必要なものの整備又は復旧のための措置

リ 紛争によって被害を受けた自然環境の復旧のための措置

又 イからリまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

ル イからヌまでに掲げる活動に類するものとして政令で定める活動

ヲ イからルまでに掲げる活動に附帯する活動

四 物資協力 国際連合平和維持活動（軍事的分野に関するものを除く。）又は人道的な国際救援活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

五 関係行政機関 別表第二に掲げる行政機関をいう。

（国際平和協力隊の任務）

第四条 国際平和協力隊（第六条の見出し及び同条第一項を除き、以下「協力隊」という。）は、国際平和協力活動を行うことを任務とする。

（国際平和協力活動実施計画）

第五条 外務大臣は、我が国として国際平和協力活動を実施することが適当であると認めるときは、国際平

和協力活動を実施すること及び国際平和協力活動実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力活動の実施に関する基本方針

二 当該国際平和協力活動の実施に関する次に掲げる事項

イ 実施すべき国際平和協力活動の種類及び内容

ロ 国際平和協力活動が行われる外国及び期間

ハ 協力隊の規模及び構成

ニ その他当該国際平和協力活動の実施に関する重要事項

3 外務大臣は、実施計画の案を作成する場合には、実施すべき国際平和協力活動の種類及び内容を勘案して、関係行政機関の長及び国家公安委員会と協議を行うものとする。

4 外務大臣は、第一項の閣議の決定があったときは、実施計画を内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 第一項、第三項及び前項の規定は、実施計画の変更について準用する。

(国際平和協力隊の派遣等)

第六条 外務大臣は、国際平和協力機構(第十一条(見出しを含む。))を除き、以下「機構」という。)に対し、実施計画に従って、国際平和協力活動を次条の規定に基づき行う国又は地方公共団体の職員、機構の職員その他の人員(自衛官である者及び予備自衛官である者を除く。)を国際平和協力隊として派遣するよう命ずることができる。

2 協力隊は、国際連合平和維持活動に係る国際平和協力活動を行うに当たっては、事務総長の指揮に従うものとする。

3 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と連絡を保ちつつ国際平和協力活動を行うものとする。

(機構、関係行政機関等の措置)

第七条 外務大臣は、機構に対し、実施計画に従って国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができる。

2 機構は、前項の指示があったときは、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従

事させるものとする。

- 3 外務大臣は、機構に対し、機構に対して国際平和協力活動に従事することを申し出ている者のうちから、実施計画に従って国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する者を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができる。
- 4 機構は、前項の指示があったときは、同項の者に該当する者に対し、国際平和協力活動に従事することを委嘱するものとする。
- 5 外務大臣は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従って国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員を国際平和協力活動に従事させるよう要請することができる。
- 6 関係行政機関の長は、前項の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事させるものとする。
- 7 外務大臣は、地方公共団体に対し、実施計画に従って国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員（都道府県警察の職員を除く。）を国際平和協力活動に従事させるよう要請することができる。

- 8 地方公共団体は、前項の要請があったときは、その事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事させることができる。
- 9 外務大臣は、国家公安委員会に対し、実施計画に従って国際平和協力活動を実施するため必要な技術、能力等を有する都道府県警察の職員を国際平和協力活動に従事させるよう要請することができる。
- 10 国家公安委員会は、前項の要請があったときは、都道府県警察に対し、同項の職員に該当する職員を国際平和協力活動に従事させるよう指示することができる。
- 11 都道府県警察は、前項の指示があったときは、第九項の職員に該当する職員を期間を定めて国際平和協力活動に従事させるものとする。

(国際平和協力手当)

第八条 国際平和協力活動に従事する国家公務員には、国際平和協力活動が行われる外国の勤務環境及び国際平和協力活動の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。

- 2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

4 国際平和協力活動に従事する地方公務員の国際平和協力手当は、第一項の規定による国家公務員の国際平和協力手当を基準として定めるものとする。

(物資協力)

第九条 政府は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、物資協力につき閣議の決定を求めなければならない。

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めるよう要請することができる。

4 内閣総理大臣は、物資協力のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。

5 関係行政機関の長は、前項の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する物品の管理換えを行うものとする。

(国会に対する報告)

第十条 政府は、国際平和協力活動が終了したときは当該国際平和協力活動の実施の結果を、物資協力を行ったときは当該物資協力の内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(国際平和協力機構の設立)

第十一条 協力隊の派遣、国際平和協力活動のための訓練、国際平和協力活動に従事する者の確保、国際平和協力活動のための機材その他の物資の備蓄、国際平和協力活動のための国際情勢に関する調査研究等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、国際平和協力機構を設立するものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「農林漁業改良普及手当」の下に「、国際平和協力手当」を加える。

（海上保安庁法の一部改正）

第三条 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十七号の二を第十七号の三とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 国際平和協力活動等に関する法律（平成三年法律第 号）に基づく国際平和協力活動に関すること。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第四条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び産業教育手当」を「、産業教育手当及び国際平和協力手当」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第五条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四十六号を第四十七号とし、第三十六号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五

号の次に次の一号を加える。

三十六 国際平和協力活動実施計画の立案その他の国際平和協力活動の実施に関すること。

(警察法の一部改正)

第六条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 国際平和協力活動に関すること。

第三十条第一項中「第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号まで」を「第八号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十号」を「第五条第二項第十一号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第七条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「産業教育手当」の下に「、国際平和協力手当」を加える。

別表第一（第三条関係）

一 国際連合

二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの

イ 国際連合災害救済調整官事務所

ロ 国際連合難民高等弁務官事務所

ハ 国際連合パレスチナ難民救済事業機関

ニ 国際連合児童基金

ホ 国際連合ボランティア計画

ヘ 国際連合開発計画

ト 国際連合環境計画

チ 世界食糧計画

リ 国際連合食糧農業機関

又 世界保健機關

三 國際移住機關

四 赤十字國際委員會

別表第二（第三條關係）

警	察	庁		
科	学	技	術	庁
環	境	庁		
国	土	庁		
法	務	省		
外	務	省		
大	蔵	省		
文	部	省		

厚 生 省

農 林 水 産 省

通 商 産 業 省

資 源 工 業 省

運 輸 省

海 上 保 安 庁

気 象 庁

郵 政 省

労 働 省

建 設 省

自 治 省

消 防 庁

理 由

日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念にのっとり、我が国として国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対し適切かつ迅速に協力を行うため、国際平和協力活動の基本原則を明らかにするとともに、国際平和協力活動実施計画の策定手続、国際平和協力隊の派遣に必要な措置、国際平和協力機構の設置等について定めることにより、国際平和協力活動の実施体制を整備し、あわせて、これらの活動に対する物資面での支援を行うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、約百億円の見込みである。